

議第 1 号議案

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

市長の専決処分事項の指定について（平成 16 年議決第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （１） 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- （２） 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- （３） 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 1～4 （略） 5 1件10万円未満の損害賠償責任の免除に係る地方自治法第243条の2の8第8項の同意に関すること。 | 1～4 （略） 5 1件10万円未満の損害賠償責任の免除に係る地方自治法第243条の2の2第8項の同意に関すること。 |

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 19 日提出

| | |
|------------|---------|
| 埼玉県羽生市議会議員 | 野 中 一 城 |
| 〃 | 西 山 丈 由 |
| 〃 | 柳 沢 暁 |
| 〃 | 丑久保 恒 行 |